

米沢市地域総合整備資金貸付保証料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、次条に規定する者が米沢市地域総合整備資金貸付規則（平成2年米沢市規則第5号）に基づき、地域総合整備資金（同規則第1条に規定する地域総合整備資金をいう。以下同じ。）を借入れするのに必要な民間金融機関等の連帯保証に係る保証料の負担を軽減することにより、地域振興に資する民間事業活動等を支援するため、市長が予算の範囲内で交付する補助金に関し、米沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和43年米沢市規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、地域総合整備資金の借入れを申請した事業者（以下「民間事業者等」という。）とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、民間事業者等が毎年4月1日から翌年3月31日までの間に支払う保証料の全額とする。ただし、保証料率（民間金融機関等が保証料を計算する際に融資残高に乗じる率をいう。以下同じ。）が0.5パーセントを超える場合は、0.5パーセントを乗じた額以内の額とする。

2 前項の保証料率に変動があった場合において、変動後の保証料率が地域総合整備資金を借り入れた初年度の保証料率（以下この項において「初年度保証料率」という。）を超えるときは、初年度保証料率を乗じた額以内の額とする。

(補助金の交付等)

第4条 補助金の交付は、年度当たり1回とし、補助金を交付する期間は、地域総合整備資金を借り入れた日から同資金の返済が完了する日の属する年度の末日までとする。

(交付申請)

第5条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とし、同条第4号の書類は、民間金融機関等が作成する保証料計算表とする。

(実績報告)

第6条 規則第12条に規定する書類は、保証料の支払を証明する書類とする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。